

V 個人情報保護審査会答申の概要

答申第3号（概要）

- 1 件名 「学校が私に対して行った体罰（暴力）等の記録（協議録含む）及びいじめ等に関して、本人（親）、学校、教育委員会と協議した時の議事録並びにいじめなどについて残っている私に関する資料全てとその対応が分かるもの」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成21年3月19日
- 4 原決定年月日 平成21年4月16日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 異議申立年月日 平成21年6月12日
- 7 個人情報が存在しない理由
個人情報開示請求書に記載された内容に対応する公文書を作成していないため
- 8 諮問年月日 平成21年6月18日
- 9 答申年月日 平成22年7月21日
- 10 審査会の結論 本件について不存在とした決定は妥当である。
- 11 審査会の判断概要

(1) いじめに関する公文書について

教育委員会によると、いじめや体罰の訴えがあった場合には、学校に事実確認を要請している。又、県立学校では、いじめや体罰の訴えを受けた教職員は管理職へ連絡し、管理職員は必要に応じ関係職員を集めて支援チームを編成し情報収集や今後の対応を協議するとともに、確認できたことは保護者へ連絡し、必要に応じて教育委員会に報告することになっている。この際、支援チームを編成する前の段階では、公文書を作成しなければならないとする定めはなく、支援チームを編成すると情報を共有するため、公文書を作成するとのことである。そして異議申立人が在籍していたA学校ではマニュアルを作成しており、いじめや体罰についてマニュアルにより対応することとしている。A学校では異議申立人の保護者からいじめの話聞き、担任に確認したところ異議申立人との個人面談では、現在いじめを受けているとの発言はなく、友人とのトラブルがあったものの既に解決済みであり、学校生活で支障があるような状況ではなかったため、いつでも対応する態勢を示し、その後の観察でも特段の変化は見られなかった

とのことである。また、校内でいじめに関する調査を行った際にも、異議申立人からはいじめの申し出はなかったため、学校ではいじめには該当しないとの認識で支援チームは編成していないことから、公文書は作成していない。

異議申立人が転校したB学校においても、A学校長から事前に口頭で説明を受け事情を承知したことに加え、異議申立人の環境が一変することから、改めての対応は必要はないと判断したので、対応を記録した公文書は作成していないとのことである。

(2) 体罰に関する公文書について

異議申立人によると、A学校在学中に担任からの体罰や修学旅行の集合時間に遅れた時に、頭ごなしに怒られ、謝罪を強要されたことなどがあり、他の先生が壁を叩いた時には号泣するなど、精神的なショックを受けたと主張している。

一方、教育委員会によると、修学旅行に遅れた際には、口頭で注意したことはあったが、手をかけるなどの体罰は行ったことはないし、保護者からの訴えを受けた記憶もないと主張している。また、A学校長は、異議申立人に対する体罰の有無について、異議申立人の同級生から事実を確認するよう、担任に指示をした結果でも、「特にそういうことはなかった」と報告を受けている。そのうえ、異議申立人は既に転校しており、1年前の事を異議申立人に聴取する訳にはいかないと考え、話を聞かなかったとのことである。

(3) いじめ等の協議に関する公文書について

A学校及び転校したB学校並びに実施機関では、異議申立人及びその保護者といじめ等に関して協議を行っているが、複数回行われた協議の記録をしておらず、また、話し合いの内容についてA学校及びB学校並びに実施機関での情報共有は行ったものの、当時記録として残すことをしなかったため、協議内容を記録した公文書は存在しないとのことである。

当委員会では、上記概要や、教育委員会の説明を聴取した限りでは、教育委員会等が公文書を作成していたとする確証が得られなかったことから本件公文書を不存在とした処分は妥当であると判断した。

1.2 付帯意見

本件では一般的に重要と思われる情報が記録・文書化されていなかったため開示すべき情報が存在しないこととなっているが、本来はこのような事案では記録を作成し、保存しておくのが相当と思慮される。

答申第4号（概要）

- 1 件名 「死体発見報告書（死者〇〇〇〇）に記載された妻〇〇〇〇の情報」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成22年9月16日
- 4 原決定年月日 平成22年9月29日
- 5 決定の内容 部分開示決定
- 6 審査請求年月日 平成22年10月1日
- 7 部分開示決定理由

本件公文書は、高知県警察で作成された、死体取扱規則に基づく死体の見分、死因、身元の調査等の結果を死体取扱規則で定める死体見分調書の添付資料として詳細に記載している「死体発見報告書」（以下「本件公文書」という。）である。

条例第16条第1項第4号該当性について

条例第16条第1項第4号により非開示とした部分には、本件事案の発生場所となった店舗の事業運営に関する情報が記載されており、これを開示することにより、当該店舗の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ、かつ、条例第16条第1項第4号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

なお、本号により非開示とした部分は、別記の審査請求の対象とする非開示部分のAである。

条例第16条第1項第5号該当性について

条例第16条第1項第5号により非開示とした部分には、死体の見分に係る着眼点、技術、手法、判断基準等の情報が記載されているものであるが、これらの情報が開示されることとなれば、警察が特定の死体を犯罪によるものであるかどうか判断する際に、いったいどのような部分に関心を持ち、どのような部分をどのように調べているのかが明らかとなり、これが、今後犯罪行為を行い又は行おうとする者に知られることになれば、証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置等を講じられ、あるいは利用されるおそれがある。

また、関係者は、「警察に話した内容を警察は他言しない」との前提で事情聴取に応じており、警察に話したことが公になる可能性があることが分かれば、警戒心が働き最小限度の話しかしない可能性がある。

以上のことから、これらの情報を開示することは、警察の犯罪捜査に多大な支障が生じるおそれがあると認められることから非開示としたものである。

なお、本号により非開示とした部分は、別記の審査請求の対象とする非開示

部分のB、C、D、E及びFである。

8 審査請求の主旨

本件非開示決定を取り消し、非開示とした部分の開示を求める。

9 諮問年月日 平成22年10月18日

10 答申年月日 平成23年3月9日

11 審査会の結論

部分開示とした決定のうち、次に掲げる非開示部分は開示すべきである。

- 1) 「死体発見報告書」2ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の上から5行目の10字目から6行目の29字目までの非開示部分
- 2) 「死体発見報告書」2ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の「財布等が置かれていた。」の次の非開示部分
- 3) 「死体発見報告書」3ページ目の「関係者事情聴取結果」欄の「現場臨場した救急隊員高知市中消防署旭出張所」欄の上から3行目から5行目の13字目までの非開示部分

なお、その余の部分は、原決定のとおりとする。

12 審査会の判断概要

1) 審査請求の対象とする非開示部分

審査請求人は、意見書及び意見陳述において、別記の審査請求の対象とする非開示部分を審査請求の対象としており、その他の部分については開示を求めているものである。したがって、当審査会は実施機関が非開示とした部分のうち、別記の審査請求の対象とする非開示部分について判断するものである。

2) 条例第16条第1項第4号該当性について

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利及び利益の保護と事業活動の自由を保護し、公正な競争秩序を維持する観点から、開示することにより法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報（人の生命、身体等を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除く。）が含まれる場合は、当該情報を非開示とすることを定めているものである。この「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」かは、当該情報の形式的な内容のみでなく、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断しなければならないものである。この考え方に基づき、別記の審査請求の対象とする非開示部分のAを直接見分

したところ、この部分には本件事案の発生場所となった店舗の事業運営に関する情報が記載されているものの、これを開示することにより当該店舗の「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」とは認められないことから、本号には該当しない。

3) 条例第16条第1項第5号該当性について

実施機関は、別記の審査請求の対象とする非開示部分のB、C、D、E及びFが条例第16条第1項第5号に該当する情報であると主張するので以下検討する。本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、非開示とすることを定めたものである。本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的判断を尊重し、その開示又は非開示を決定しようとするものである。もとより、実施機関の第一次的判断は、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

当審査会は、実施機関の判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かについて判断するものである。この考え方にに基づき、別記の審査請求の対象とする非開示部分のB、C、D、E及びFを直接見分したところ、このうち、本件公文書2ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の上から5行目の10字目から6行目の29字目までの非開示部分及び本件公文書3ページ目の「関係者事情聴取結果」欄の「現場臨場した救急隊員高知市中消防署旭出張所」欄の上から3行目から5行目の13字目までの非開示部分については、関係者の供述内容を記載している部分ではあるものの、客観的な事実であり、かつ、これを開示することにより、今後の警察の犯罪捜査に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものとは認められないことから、本号には該当しない。

本号非開示部分のその他の部分について、以下検討する。本件における非犯罪死との判断は、調査等の結果、その判断時点において判明し把握し得た情報をもとにしたものにすぎないのであり、後に新たに判明した事情により犯罪に関わるとの疑いが生じる可能性を否定することはできない。仮に本件が刑事事件に発展し、捜査が開始された場合には、本件公文書は捜査上重要な文書として活用されることとなり、捜査書類としての側面も有している。そうであるとすると、その他の非開示部分が開示されれば、

その犯罪に関わった者において、開示された情報をもとにして、実施機関の主張するような証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置等を講じるおそれがあるといえることができる。

したがって、その他の非開示部分については、犯罪捜査に係る着眼点、技術、手法、判断基準等の情報が記載されており、開示した場合、今後犯罪行為を行い又は行おうとする者にこれらの情報が知られることになれば、証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置等を講じられ、あるいは利用されるおそれがあることから、今後の警察の犯罪捜査に支障が生じるおそれがあると認められ、本号の規定に該当し、非開示が妥当であると判断する。

別記

審査請求の対象とする非開示部分

	実施機関が非開示とした部分	実施機関が非開示とした理由
A	「死体発見報告書」2ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の「財布等が置かれていた。」の次の非開示部分	条例第16条第1項第4号該当
B	「死体発見報告書」2ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の上記A以外の非開示部分	条例第16条第1項第5号該当
C	「死体発見報告書」3ページ目の「前記判定を裏付ける理由・事項等」欄の「前記の判定を裏付ける理由、事項等」欄の非開示部分	条例第16条第1項第5号該当
D	「死体発見報告書」3ページ目の「関係者事情聴取結果」欄の「現場臨場した救急隊員高知市中消防署旭出張所」欄の非開示部分	条例第16条第1項第5号該当
E	「死体発見報告書」7ページ目の「第1発見者からの事情聴取」の「2、事情聴取内容」の項の非開示部分	条例第16条第1項第5号該当
F	「死体発見報告書」9ページ目から11ページ目までの「人体図」の非開示部分	条例第16条第1項第5号該当